

入札説明書

この入札説明書は、第42回全国高等学校総合文化祭長野県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が発注する調達契約（物品の製造の請負、物品の買入、その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託を除く。））に関し、一般競争入札に参加しようとする者（代理人を含む。以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項について説明したものです。

1 競争入札に付する事項

別記1のとおり

2 入札参加者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札の資格審査において別記2の等級に格付けされた者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県内に本社又は営業所等を有している者であること。
- (6) 過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者

3 一般競争入札に係る一般的事項

- (1) 入札参加者は、入札公告、本説明書、別添契約書(案)等を熟覧し、承諾の上で入札に参加してください。この場合において、当該調達について疑義がある場合は、別記6に掲げる者に説明を求めることができます。ただし、入札書提出後、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) 使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 入札参加者は、入札に関して要した費用は、すべて当該入札参加者が負担してください。
- (4) 入札参加者は、入札に際して知り得た秘密を漏らしてはならないものとします。

4 代理人による入札

入札参加資格を有する代表者は、代理人を定め代理人に入札をさせることができます。

- (1) 入札に関する権限を代理人に委任しようとするときは、委任状を提出しなければなりません。ただし、入札参加資格の申請において委任状を提出している場合は、この限りではありません。
- (2) 前項による委任状は、代表者又は前項ただし書きの委任による代理人を委任者としてください。
- (3) 入札参加者及びその代理人は、同一入札に係る他の入札参加者の代理人となることができません。

5 入札参加申込み

別記3のとおり

6 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札公告等において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付してください。この場合の入札保証金の額又は担保の価額は、見積もった金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額）の100分の5に相当する金額以上とします。ただし、次の各号の一に該当するときは、その納付を免除します。
- ア 入札参加者が保険会社との間に実行委員会を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 入札参加者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないおそれがないと予算執行者が認めたとき。
- ウ イに掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないおそれがないと予算執行者が認めたとき。
- (2) 予算執行者は、入札参加者から提出された「県の競争入札参加資格確認通知書の写し」及び「実績証明書」（別紙様式2）により入札保証金の納付免除の有無を審査し、納付が必要な入札参加者には、その旨を連絡します。なお、予算執行者が確認に必要なときは、資料等の提出を求める場合があります。
- (3) (1)の入札保証金に代わる担保は、次表に掲げるものとします。この場合において、担保として提供された証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えてください。

(表：入札保証金又は契約保証金に代わる担保)

区分	種 類	価 額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	特別の法律による法人の発行する債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該納入期限日の翌日以後の日であるときは、当該納入期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に应ずる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額

- (4) 入札保証金等の納付方法は次のとおりとします。
- ア 入札参加者は、入札保証金を納付書に添えて、別記7に掲げる現金取扱員に提出しなければならない。
- イ 入札参加者は、入札保証金として納付する担保が(3)のア又はイであるときは、証券を納付書に添付して別記7に掲げる現金取扱員に提出しなければならない。
- ウ 入札参加者は、入札保証金として納付する担保が(3)のウであるときは、手形を納付書に添付するとともに、金融機関の保証が必要である手形の場合は、金融機関の保証書を添付して別記7に掲げる現金取扱員に提出しなければならない。
- エ 入札参加者は、入札保証金として納付する担保が(3)のエであるときは、小切手及び金融機関の保証書を添付して別記7に掲げる現金取扱員に提出しなければならない。
- オ 入札参加者は、入札保証金として納付する担保が(3)のオであるときは、当該保証書を添付して別記7に掲げる現金取扱員に提出しなければならない。
- カ 入札参加者は、保険会社との間に実行委員会を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該入札に係る保険証券を別記7に掲げる現金取扱員に提出しなければならない。
- キ 競争入札が完結し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者が納

付した入札保証金等は、速やかにこれを還付し、また、契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は当該競争入札に係る契約書を取りかわした後にこれを還付するものとする。

ク 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、実行委員会に帰属するものとする。

ケ 入札保証金には、利子を付さないものとする。

7 入札及び開札

(1) 入札書

ア 入札書の作成方法

入札参加者は、積算に関わる事項について留意のうえ、次のとおり入札書を作成し提出してください。

入札書を提出する前であれば、入札申込書を提出した者であっても、特に届け出ることなく入札を辞退することができます。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札参加について不利益な扱いを受けるものではありません。

入札参加者は、第42回全国高等学校総合文化祭長野県実行委員会事務局ホームページ（URL：<http://shinshu-soubunsai2018.jp/>）より入札書（別紙様式4）をダウンロードし、次の各号に掲げる事項を記載して、入札書を提出してください。

(ア) 日付

(イ) 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び代表者印の押印

(ウ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

(エ) 「一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格」に基づく登録番号

(オ) 電話番号

(カ) 入力文字種別ごとの1文字あたりの単価及び納入に係る1回あたりの費用（小数点以下第2位まで記載）

(キ) 予定数量に単価を乗じた金額（小数点以下切り捨て）

(ク) 合計額

イ 作成に当たっての注意事項

(ア) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず押印（ア入札書の作成方法(イ)又は(ウ)で使用する印）をしてください。

(イ) 入札金額は、物件の借入にあつては、本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費、また業務委託にあつては、業務に係る一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとします。

また、前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等の契約条件に基づき十分考慮して入札金額を見積もってください。

なお、落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もる金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

また、契約種別が総価契約のものにあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。

(2) 入札書の提出

入札参加者は、別記5の入札日時に入札会場に出向き、直接入札書を提出してください。

郵便、電話、電報、テレックス、ファクシミリ、コピーその他の方法による入札書の提出については受理しません。

(3) 入札及び開札における留意事項

ア 入札参加者は、入札及び開札に当たり次のものを持参してください。

(ア) 1 回目の入札書

(イ) 再度入札用の入札書（2 回目及び 3 回目用の 2 枚）

(ウ) 見積書（「10 随意契約の実施」用の 3 枚、様式は「入札書」を「見積書」と訂正し、訂正印を押して使用してください。）

(エ) 印鑑

(オ) 身分証明書（運転免許証、健康保険証、社員証等）

(カ) 委任状（代理人が入札する場合）なお、事前提出した場合は持参不要です。

(キ) 入札保証金を現金で納付した場合は、その領収書

イ 入札参加者は、入札開始後においては、入札場に入場することができません。

ウ 入札参加者は、その提出した入札書の引き替え、変更又は取り消しをすることができません。

エ 開札とは、入札参加者の立ち会いのもとに入札書を開披し、落札者を決定することをいいます。通常開札は、入札に引き続いて行います。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行います。

オ 入札参加者は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札が終了するまで入札場を退場することはできません。

カ 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去していただきます。

(ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

(イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者

(4) 入札・開札の日時及び場所

別記 5 のとおり

8 入札の取り止め等

予算執行者は、次の各号の一に該当する場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくは取り止めることがあります。

(1) 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるとき。

(2) 談合の事実は確認されないが、競争入札が公正に執行されないおそれがあり、入札の透明性、公平性を確保する必要があると認められるとき。

(3) 入札公告等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるとき。

(4) 入札参加者が実質支配会社（親会社と子会社、一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている場合、又は事業協同組合若しくは共同企業体とその構成員）であると認められるとき。

(5) 入札等の執行に際して、天災その他やむを得ない事由が生じたとき。

9 再度入札

開札した場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。開札に立ち会うことができない入札参加者は、再度以降の入札を辞退したものとみなします。

ただし、入札参加者がひとりも開札に立ち会っていない場合は、別途通知する日時において再度入札を行います。

(1) 再度の入札をしてもなお予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、また同様とします。

(2) 再度及び再々度の入札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、「10 随意契約の実施」により見積書の徴取を行います。

10 随意契約の実施

再度及び再々度の入札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、最低価格の入札者（複数単価契約にあっては、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低価格の入札者。以下見積においても同様とする。）から見積書の徴取を行います。

- (1) 見積書の徴取は、最低価格の入札者（同額で2者以上の場合はその全員）が立ち会っている場合は直ちに、その他の場合は別に定める日時においてこれを行います。
- (2) 見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した見積がないときは、最低価格の見積者から2回目の見積書の徴取を行います。
- (3) 2回目の見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した見積がないときは、同様に3回目の見積書の徴取を行うものとし、予定価格の制限に達した見積がないときは、不落とします。

11 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とします。

- (1) 入札公告に示す入札参加資格要件審査書類を提出しない者の提出した入札書
- (2) 入札公告に示す入札参加資格要件の審査のために予算執行者が行う指示に従わない者の提出した入札書
- (3) 入札公告等に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (4) 同一人が入札した2通以上の入札書全部
- (5) 入札人が協定して入札した入札書
- (6) 調達件名がない又は重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額のない又は記載が不明確な入札書
- (8) 記載した入札額と内訳金額の合計額が異なっている入札書
- (9) 代表者が入札する場合は、法人の名称又は商号及び代表者の氏名（個人の場合は、本人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (10) 代理人が入札する場合は、法人の名称又は商号（個人の場合は、本人（委任者）の氏名）、及び代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (11) 日付がない又は当該案件の公告日から開札日までの期間以外の日付が記載された入札書
- (12) 入札金額の記載を訂正した者でその訂正について押印のない入札書
- (13) 納付した入札保証金等の額が6(1)による入札保証金に達しない場合の当該入札書
- (14) 実質支配会社（親会社と子会社、一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている場合、又は事業協同組合若しくは共同企業体とその構成員）が同時入札した全ての入札書
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札書

12 落札者の決定

- (1) 落札者は、有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者としてします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者がくじを引き、落札者を決定するものとします。
- (3) くじは辞退することができないものとし、(2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員が、これに代わってくじを引き、落札者を決定するものとします。
- (4) 落札者となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者と

することがあります。

- (5) (4)の規定に基づく審査のために必要と認める場合は、入札参加者又はその代理人に対し資料の提出を求めることができます。
- (6) 開札時に落札者を決定したときはその場で落札者の決定を告げます。
- (7) 落札者は、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、任意の様式により「契約を締結しない旨」を申し出るものとし、予算執行者は、当該申し出を受領したときは、落札の決定を取り消すものとし、

13 契約保証金

契約保証金とは、落札者が契約の履行に当たりあらかじめ実行委員会に納付する保証金をいい、契約上の義務を履行しないときに、納付した保証金は実行委員会に帰属します。

- (1) 落札者は、契約の締結と同時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければなりません。ただし、次の各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。
 - ア 落札者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保証保険契約書を提出したとき。
 - イ 落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。
 - ウ 落札価格が100万円未満であり、落札者が契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、6の(3)の入札保証金の定めを準用します。
- (3) (1)の契約保証金の額又は担保の価額は、契約の種別により次の金額の100分の10に相当する金額以上とします。

ア 総価契約	落札価格（税込み）
イ 単価契約	落札価格（単価）（税込み）に（年間）予定数量を乗じて得た金額
ウ 複数単価契約	各落札価格（単価）（税込み）に（年間）予定数量を乗じて得た金額の合計額
- (4) 契約保証金等の納付方法は、6の(5)のア及びイの定めを準用します。
- (5) 落札者が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、実行委員会に帰属するものとし、
- (6) 落札者が納付した契約保証金等は、この契約による債務の履行が完了したとき、又は、返還する事由が生じたときは、これを還付します。
- (7) 契約保証金には、利子を付しません。
- (8) 契約保証金の納付を免除された者が契約上の義務を履行しないときは、免除した金額に相当する金額を違約金として納付するものとし、

14 契約の締結

- (1) 入札公告に示す契約書（案）のとおりとします。
- (2) 落札者は、落札した日の翌日から起算して5日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、別途指定する期日まで）に契約を締結しなければなりません。
- (3) 契約書は、まず、落札者が契約書に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとし、
- (4) 予算執行者が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとし、
- (5) 落札者は、契約の締結に当たって、消費税にかかる課税事業者又は免税事業者である旨の届出を提出しなければなりません。ただし、届出が既に提出されているため必要がないと認められた場合はこの限りではありません。

15 入札参加資格審査に関する事項

入札参加資格に関する事項の照会先
別記6のとおり

16 その他

この入札説明書に定めのない事項は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、財務規則（昭和42年規則第2号）の規定によります。

1 競争入札に付する事項

- (1) 発注件名（業務名）
第42回全国高等学校総合文化祭 産業（家庭）部門プレ大会宿泊・輸送等手配業務
- (2) 業務の概要
第42回全国高等学校総合文化祭 産業（家庭）部門プレ大会参加生徒及び引率者に係る宿泊・輸送等の手配
- (3) 仕様等
別添「第42回全国高等学校総合文化祭 産業（家庭）部門プレ大会宿泊・輸送等手配業務 委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間
平成29年9月9日（土）から平成29年9月10日（日）まで

2 入札参加者に必要な等級

長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

3 入札参加申込書及び実績証明書の提出

本入札に参加を希望する場合は、以下の書類を1部提出期限までに提出してください。

- (1) 提出書類 「入札参加申込書」（別紙様式1）及び「実績証明書」（別紙様式2）
- (2) 提出期限 平成29年8月7日（月）午後3時（必着）
- (3) 提出場所 第42回全国高等学校総合文化祭長野県実行委員会事務局（提出先は「別記6」参照）
- (4) 提出方法 郵送又は持参
ただし、郵送の場合は提出期限までに「別記6」に到着したものに限り、また、郵送で提出した場合、到着したことを電話で「別記7」の担当者に確認してください。
- (5) その他 「5 代理人による入札」において委任状が必要な場合は、入札開始までに別紙様式3「委任状」を併せて提出してください。

4 入札説明会

開催しない。

5 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成29年8月9日（水）午後1時30分から
- (2) 場 所 長野県庁8階 審問あっせん室

6 本件発注に係る照会先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
第42回全国高等学校総合文化祭長野県実行委員会事務局
（長野県教育委員会事務局 教学指導課全国高等学校総合文化祭推進室内）
T E L 026-235-7438(直通) F A X 026-235-7457
E-mail sobunsai@pref.nagano.lg.jp

7 入札保証金の提出先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
第42回全国高等学校総合文化祭長野県実行委員会事務局
（長野県教育委員会事務局 教学指導課全国高等学校総合文化祭推進室内）
T E L 026-235-7438(直通)
担 当 青木 雄一